

令和7年度  
大仙市大曲庁舎駐車を活用した  
トライアルサウンディング実施要領

令和7年9月5日

秋田県大仙市

## 1. 調査の目的

---

大仙市では大曲庁舎駐車場の余剰スペースを活用し、主に 11:00～13:30 の時間帯において移動販売事業者による飲食物の販売を行っています。

しかし、夕方の時間帯における市場性や利用ニーズ、ならびに適切な貸付条件については十分に把握できていない状況にあります。

このため、本調査では、大仙市と事業者の双方にとって適切な公募条件の把握・整理をするため、夕方の時間帯に出店を希望する事業者が一定期間の試行的な出店を実施し、事業者の皆様から様々な提案や意見をお聞きするトライアルサウンディングを実施します。

## 2. トライアルサウンディングのメリット

---

### (1) 大仙市にとってのメリット

- ①事業者の正式公募等に先立ち、市場性を確認できる
- ②民間事業者等の視点での「事業用地の使い勝手」、「来場者の動線」、「周辺住民の意見」等のニーズや課題を把握し、正式公募等の条件に反映できる
- ③民間事業者等と市が考える事業内容との相性を事前に確認できる
- ④官民の意識の違いを解消できる

### (2) 民間事業者等にとってのメリット

- ①当該施設の立地や地形、実用性、事業の採算性等を確認できる
- ②利用の結果、実績を正式公募等への参加判断材料とすることができる

## 3. 実施概要について

---

### (1) 実施場所

大曲庁舎 正面玄関入口右側 (8. 位置図を参照)

※ただし、状況に応じて敷地内の他の場所に移動していただく場合があります

### (2) 出店対象とする業種

原則、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条で定める34業種を出店対象とする。

### (3) 出店数及び規模

出店数は1区画1日1店とし、1店当たりの設置面積は15㎡以内とする。

(4) 実施期間及び時間

実施期間 令和7年9月11日(木) ~ 令和7年11月27日(木)

実施期間中の毎週木曜日のみ

実施時間 16時00分~18時00分まで

※利用期間は、最長3か月間とします

※受付期間終了後は、利用予定に空きがあれば随時受付を行います

※事情により前倒して終了する場合があります

#### 4. トライアルサウンディングへの参加資格

応募できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす個人又は法人とします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者

(2) 大仙市暴力団排除条例(平成24年条例第16号)に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(3) 国税及び地方税を滞納していない者

(4) 大仙市内において、食品の移動営業を行うために必要な許可及び資格を有する者

(5) 生産物賠償責任保険(PL保険)に加入している者

#### 5. 出店上の条件等

(1) 出店上の条件について

① 移動販売所の意匠や販売員の服装が、設置場所と著しく不調和でないこと。

② 酒類の販売は行わないこと。

③ 営業に必要な電気や水等は、出店者が自ら用意すること。

④ 庁舎利用者及び近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音、振動、煙、異臭等に十分配慮すること。

⑤ 上記の観点から、原則、発電機の使用を禁止とし、出店時に必要となる照明を使用する場合に限り、大曲庁舎正面玄関入口右側にある外付けのコンセント(2口 計1,500W)を使用すること。



※外付コンセント設置箇所

⑥出店による事故や苦情等のトラブルは出店者の責任において処理すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかに市に報告すること。

※17時15分以降にトラブルが発生した場合は大曲庁舎守衛へと報告すること。

#### (2) 出店日数及び営業時間について

- ①出店日数は、申込書の記載の出店可能日数に達するように努力すること。
- ②雨天等により、やむを得ず出店を中止又は営業時間を極端に短くする場合は、事前に市に報告すること。

#### (3) 周辺の美化について

- ①出店者は、移動販売所及びその周辺を適宜清掃し周辺の美化に努めること。
- ②出店者は、必ずゴミ箱を移動販売所の直近の見やすい場所に設置し、排出されたごみは出店者が持ち帰り、適正に処理すること。
- ③出店により生じた排水は、周辺に流さず出展者が持ち帰り、適正に処分すること。

#### (4) 移動販売車の侵入及び退出について

- ①駐車場内を移動販売車で走行する際は、庁舎利用者を最優先とし、徐行やハザードランプを点灯させるなど、安全運転に努めること。
- ②移動販売車は、指定された場所以外に駐車しないこと。また、営業終了後は後片付けの上、速やかに退出すること。

(5) 報告書の提出について

- ①事業を終了した場合、トライアルサウンディングに係る報告書（様式3）に回答すること。

## 6. トライアルサウンディングの手続き（スケジュール）

---

1	実施要領の公表	令和7年9月5日（金）
2	申込手続き	令和7年9月5日（金）～ 令和7年9月9日（火）
3	出店の決定	令和7年9月10日（水）
4	出店に関する協議	令和7年9月10日（水）
5	実施期間	令和7年9月11日（木）～ 令和7年11月27日（木）

## 7. トライアルサウンディングの手続き（具体的な内容）

---

(1) トライアルサウンディングへの参加申込期限

トライアルサウンディングへの参加を希望する場合については、別紙「申込書」「誓約書」に必要事項を記入し、「(3) 必要書類」を一般書留又は簡易書留（他に同等の機能を有する方法）で郵送すること。

① 申込受付期間

令和7年9月5日（金）～9月9日（火）17：00必着

② 申込先

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号  
総務部財産活用課

(2) 必要書類

- ① 申込書（様式1）1部
- ② 誓約書（様式2）1部
- ③ 営業許可書の写し（県内の保険所長から受けたもの）1部
- ④ 食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証の写し 1部
- ⑤ 生産物賠償責任保険（PL保険）等の証書の写し 1部

### (3) 出店者の決定

提出された書類をもとに「4. 応募資格」の適否や「5. 出店上の条件等」に照らし、審査を行い、出店者を決定します。

### (4) 出店計画に関する協議

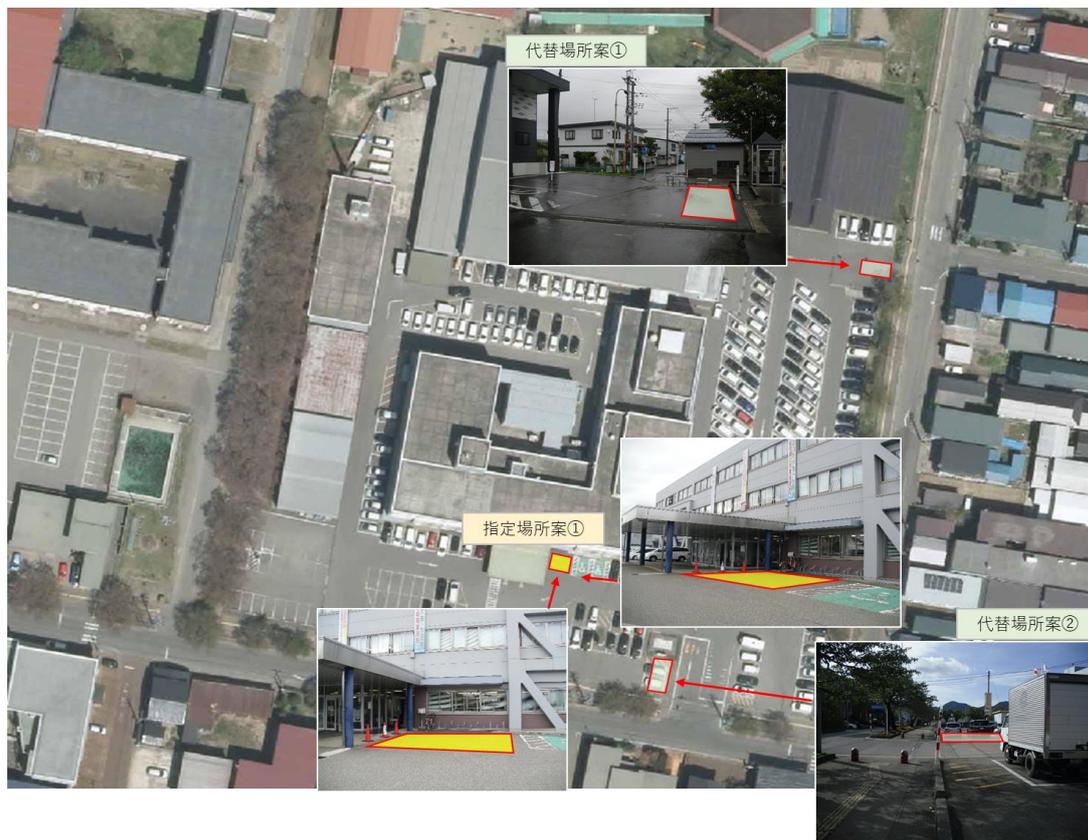
#### ①意見交換について

出店者決定後、社会実験の実施に先立ち意見交換会を開催し、市からの事前説明や、出店者からの営業に関するアイデアなどのご意見をいただきます。

#### ②行政財産の使用許可について

出店者は、大仙市財務規則第181条の規定に基づき許可を受ける必要があります。使用料については、市が行う社会的な実証実験であることから、免除します。

## 8. 位置図について



※ただし、状況に応じて敷地内の他の場所に移動していただく場合があります

## 9. 問い合わせ先

---

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

総務部財産活用課 担当：大坂

TEL 0187-63-1111 (283)

FAX 0187-63-1119

メール [zaikatsu@city.daisen.lg.jp](mailto:zaikatsu@city.daisen.lg.jp)